報告第13号

大阪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分 報告について

大阪府後期高齢者医療広域連合が行う新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を本市の事務として行うこととするため、大阪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、迅速に対応する必要があることから、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月23日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月14日

大阪市長 松井 一郎

大阪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大阪市後期高齢者医療に関する条例(平成20年大阪市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参照)

傍線は削除 太字は改正

大阪市後期高齢者医療に関する条例(抄)

(本市において行う事務)

- 第2条 本市は、保険料の徴収の事務及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「施行令」という。)第2条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1)-(7) 省略
  - (8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付
  - (8) 省略
  - (9)

## (参考)

## 地方自治法(抄)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合において なお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該 普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項 の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

## 省略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 省略